

第 18 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 3 年 12 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係
申出による許可の取消について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 6 号 農地審議 相続税の納税猶予に関する
適格者証明願承認について
- 4 協議事項
①令和 3 年度の農業功績者・農業名人の推薦について
②農地利用調整会議について
③農地あっせん事業について
④農地買受け借受け希望について
- 5 その他

6 出席農業委員（10人）

	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

唐澤喜廣			
------	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

事務局長	皆さん、こんにちは。唐澤会長代理ですが、お母様が亡くなりまして、本日欠席の連絡を受けていますので、私の方で開会をしていきたいと思いません。
事務局長	開会 現在出席の農業委員さんは10名全員です。農地利用最適化推進委員さんにつきましても4名出席を頂いておりますので、農業委員の出席人数は過半数に達しております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立しておりますので、ただ今から第18回農業委員会総会を開会致します。
高木会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となっただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。
事務局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告。
議長	3件11筆 番号3-40、番号3-41、番号3-42につきまして3件とも相続でございます。報告事項①につきまして質問等、何かございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様ですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議長	報告事項①につきましては、全て受理と致します。
事務局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。
議長	3件6筆 番号3-46、番号3-47、番号3-48につきまして質問等、何かございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様ですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議長	報告事項②につきまして、3件受理と致します。 報告事項は以上で終わります。

議 長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程</p> <p>番号3-14 は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可案件の全てを満たしております。</p>
議 長	<p>地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号3-14 につきまして、唐澤茂委員、今の事務局からの説明で大丈夫でしょうか。</p>
唐澤茂委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>今、事務局の方から説明がありましたが、譲受人の耕作面積が村の規定による30アールに満たない、しかしこの農地は、会議資料3ページの地図にありますとおり、この面積は ■ m²で、今、 ■ 作っている農地に引っ付いているという事で、ここは ■ 耕作をする方がよっぽど効率が良い訳であって、そういう事で ■ 譲り受けると、そういう案件の審議でございます。番号3-14 につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>特にない様でございますので、番号3-14 につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号3-14 につきましては3条許可の規定の例外により「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第1号は終わります。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程</p> <p>番号1と番号2は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。</p>
議 長	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>番号1につきまして、丸山芳雄委員の説明を求めます。</p>
丸山芳雄委員	<p>地図は、会議資料の4ページになりますけれども、国道153号線から少し西側に入った所です。譲受人の ■ は、 ■ の会社で、申請地の隣の ■ の住宅が現在の社屋であり住居になっています。今回の申請地が地続きという事で非常に便利という事で購入をされるという事です。 ■ は、主に ■ をしていまして今</p>

議 長	<p>回の申請地を貸駐車場に整備をして、併せて 坪ほどの管理事務所を建てて運営をしていくという事です。申請地の駐車場の整備の仕方については、コンクリートの擁壁を造って土留めにして隣接地への土砂の流出がない様にするという事です。雨水の処理については、敷地内に浸透枡を付けて地下浸透処理を行うという事です。それから上下水道については、村営の上下水道へ接続をするという事です。</p>
有賀晴彦委員	<p>ここの農地区分は、第3種農地という事です。番号1につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
丸山芳雄委員	<p>ちょっと良いですか。申請面積が ㎡になっているのですが、これは ㎡の内の ㎡だけをやるという事ですか。</p>
有賀晴彦委員	<p>ここは、建物が ㎡で残りの面積は駐車場に使うという事になります。</p>
議 長	<p>はい、分かりました。</p>
委員一同	<p>他にご質問、ご意見等ございますか。</p>
議 長	<p>(特になし)</p>
委員一同	<p>特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p>
議 長	<p>番号1につきましては「許可相当」とします。</p>
高木繁雄委員	<p>番号2につきましては、私が担当でございますので、説明をさせていただきます。</p>
議 長	<p>地図は会議資料の6ページになります。神子柴の公民館を出てきた所に薬のサンロードがありますが、そこを東の方へ入って行って、また南に入った所の土地になります。ここについては、議案書に書いてあるとおり住宅の敷地を拡張したいという事でございます。譲渡人の 〇〇〇〇と譲受人の 〇〇〇〇は、 〇〇〇〇関係でございます。住宅敷地を拡張したいという事で、特に駐車場として使いたい様でございます。面積は、 ㎡で現況は畑の端っこになっていて、これによって隣接する農地への影響はないと考えております。他にも問題になる様な事は特にありません。農地区分は、第3種農地であります。雨水についてですが、一応、東側が壁となっていて道路沿いを北へと流れていくのですが、それで全然問題なくやっているというので、様子を見えます。</p>
委員一同	<p>番号2につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>(特になし)</p>
委員一同	<p>特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p>

	<p>番号2につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第2号は終わります。</p>
議 長	議案第3号（農地法第5条関係）申出による許可の取消についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程 1件1筆
議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
伊藤篤委員	番号3-1につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は、会議資料の8ページになります。この案件は、今、事務局より説明がありました様に一旦、転用許可を出した土地でありまして、譲受人の■■■■と譲渡人の■■■■との間で土地の所有権の移転も行われておりました。実際に■■■■の方が造成を始めたところ■■■■をしていたという事で双方が協議の上、合意解約をしております。それで所有権がまた■■■■方へ戻っております。現在の状況は、会議資料8ページの下の方に写真が載っていますが、■■■■が野菜を作るという事で草の刈り取りをやって、来年の為に準備をしているという状況になっております。
議 長	はい、概要はそういう事だそうです。皆さん分かりましたか。議案第3号につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
唐木義秋委員	すみません。■■■■という説明だったのですが、これは■■■■ののでしょうか。
伊藤篤委員 事 務 局	その辺につきましては、どんな物が出てきたのか、把握はしていません。この案件については村の農業委員会に出てくるのは、初めてだと思います。この取扱いについては、県の規定があるのですが、村は、権限委譲を受けているので、同じ様に申し出による取り消しをずる場合は、同じ規定を村で定めなければ運用ができないというのがあります。今回、■■■■から相談があった時に急遽この取扱いの事務処理要綱を県の基準に沿った形で定めています。
有賀晴彦委員	はい、ちょっともう一つお聞きして良いですか。これって宅地にはなっていないなかったという事ですか。宅地になっていたならばダメなのですか。
事 務 局	はい、ここが宅地になっていたならばダメです。会議資料の23ページを見て頂きたいと思います。事務処理要綱の第2条第2項、真ん中の所ですけれども、前項の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出による取消しができないとあります。ここの（2）に、許可目的どおりに転用事業が完了し、非農地となった土地をその後開墾して再度農地としたものとありますので、一回転用の目的を達成し家を建てました、それでその家を壊してまた畑にします、という場合には、この事務処理要綱の取消しとは違い、法務局へ行って地目変更をしてもらうこととなります。

<p>有賀晴彦委員 議 長 事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。 この案件はまだ法務局の方へは、申請をしていなかったということですか。 はい、この土地の登記簿の謄本を見ると、一度、[REDACTED]に所有権の移転登記はされていまして。ただその後、同意解除という形で、その登記が取り消されてまた[REDACTED]に戻っているという状態になっています。ですので、所有権が[REDACTED]に移ったままになっていると、取消しは出来ませんが、元の所有者に戻っている状態なので取消しが可能になっていくという判断になります。</p>
<p>後藤幸子委員 事 務 局 議 長</p>	<p>すみません。ここは地目変更がされていなかったという事ですか。 はい、地目変更はされてないです。地目変更自体は、実際に家が建ってから初めてできる事なので、この段階では、畑のままです。 こういう案件は、初めて見ましたので、手続きについては今の事務局からの説明になりますけれども、議案第3号につきまして、この他にご質問等はいかがですか。</p>
<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) よろしいですか。議案第3号につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 議案第3号につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第3号は終わります。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。 朗読 上程 128件 257筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3-158、番号3-159につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-158、番号3-159につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-158、番号3-159につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3-160につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、北爪秀夫委員は議事に参与する事ができません。この案件につきまして、何かご質問等ございますか。</p>

委員一同 議 長 委員一同 議 長	(特になし) 特にない様ですので、番号3-160につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-160につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号3-161 から番号3-226 につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。
委員一同 議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号3-161 から番号3-226 につきまして可 としてよろしいでしょうか。
農業委員 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-161 から番号3-226 につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号3-227 につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定する 議事参与の制限により、征矢昌博委員は議事に参与する事ができません。 この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同 議 長 委員一同 議 長	(特になし) 特にない様ですので、番号3-227につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-227につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号3-228 につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する 議事参与の制限により、北爪秀夫委員は議事に参与する事ができません。 この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同 議 長 委員一同 議 長	(特になし) 特にない様ですので、番号3-228につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-228につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号3-229 から番号3-233 につきまして何かご質問等ありましたらお願い 致します。
委員一同 議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号3-229 から番号3-233 につきまして可 としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	「異議なし」と認めます。 番号 3-229 から番号 3-233 につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号 3-234 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により、伊藤篤委員は議事に参与する事ができません。 この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様ですので、番号 3-234 につきましていかがですか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号 3-234 につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号 3-235 から番号 3-246 につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号 3-235 から番号 3-246 につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号 3-235 から番号 3-246 につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号 3-247 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により、唐木義秋委員は議事に参与する事ができません。 この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様ですので、番号 3-247 につきましていかがですか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号 3-247 につきましては「決定」する事とします。
議 長	番号 3-248 から番号 3-270、番号 3-275 から番号 3-289 につきまして何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号 3-248 から番号 3-270、番号 3-275 から番号 3-289 につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号 3-248 から番号 3-270、番号 3-275 から番号 3-289 につきまして「決定」する事とします。 以上で議案第 4 号は終わります。

議 長	議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細 についてを議題にします。
事 務 局	朗読 上程 4件8筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た しています。
議 長	番号3-271から番号3-274につきまして何かご質問、ご意見等があります でしょうか。
後藤幸子委員	ちょっとすみません。番号3-271で、 XXXXXXXXXX 賃借料の件です が、6,000円というのは、割といい金額だなあと思うのですが、それ って会社だと値段が高くなるのですか。今までもそうだったのでしょうか。 6,000円ですが高いですか。
議 長	はい、結構高い金額で設定がされているかななんて思ったのですが、や っぱり売れる作物だと高くなるのか。作物によって違うのですか。
事 務 局	ここは平均よりは、ちょっと高いという感じがしますが、これくら いな所もありますので、後程、調べてお知らせします。
後藤幸子委員	すみません。ちょっと気になりました。
議 長	野菜とありますが、ここで何を作っているのかよく分かりませんが、他に 議案第5号につきまして質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号3-271から番号3-274につきまして可 としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。 番号3-271から番号3-274につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第5号は終わります。
議 長	議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認についてを議題 にします。
事 務 局	朗読 上程 1件13筆
議 長	この相続税の納税猶予というのは、皆さんお分かりでしょうか。
委 員	良く分かりません。
議 長	事務局の方から説明を頂けたらと思います。
事 務 局	はい、相続税と贈与税と二つ納税猶予の制度があります。農地については 適格者証明というものがあって、そのまま農地として耕作を続けていくと いうことになっていけば納税が猶予されるという制度になります。今回の申 請は、相続税の納税猶予を受けていきたいという事で申請があったものに

	<p>なります。農業委員会としては何を求められているかという、申請のあった農地について、この相続の方が、きちんと農地として維持をして耕作をしていくという事が認められるかどうか、適格者かどうかを判断するというものになります。農業委員会で適格者と判断し、証明を出すと相続人が税務署に申請をして、税務署の方で実際に納税猶予の対象の農地だと認められれば、初めて納税猶予が始まるという事になります。その後はだいたい3年毎に現況についての調査が行われていくという仕組みになっています。</p>
議長	<p>分かりますかね。納税猶予について要は、受けている間は農地を貸してやる事は出来るけれども転用とか農地を売るとかは20年間は出来ないという事を聞いております。20年間は、農業をやらなければいけないと、そういう事であります。</p>
有賀晴彦委員	<p>ちょっと良いですか。今[]を受けています。[]です。それで[]して下さいというのがきています。</p>
松澤良行委員	<p>はい、ちょっと良いですか。さっき会長が貸すことは出来るっていう事を言っておられたのですが、貸す面積は全部貸して良いのか、半分くらいまでなら良いだとか、何かそういう制約はあるのですか。</p>
事務局	<p>以前は、貸すのもダメだったと思うのですが今、後継者不足だとか耕作が出来る状況ではないだとか、色々な事があるので制度が少し変わって、利用集積事業で農地の貸し借りをする場合は、納税猶予が止まるという事がないという様に税務署の方からは言われています。なので貸し借りについては、大丈夫です。</p>
松澤良行委員	<p>はい、分かりました。全部でも良いのですね。</p>
事務局	<p>全部でも大丈夫です。それから納税猶予を受ける農地についても自分で選定が出来るので、全ての農地が納税猶予の対象になるとも限りません。</p>
有賀晴彦委員	<p>多分これは宅地並みに課税がかかる土地だと思うのですよね。</p>
事務局	<p>そうですね。地図でいくと下の方は、ちょっと国道に近い様な場所になるので、おそらく課税が高くなっていく部分ではないのかなあとと思います。いずれにしても自分で特例農地という事で選定は出来るので、ここは売買の予定をしているだとか、ここはちょっとという所があれば、最初から外しておいてもらう事も可能だとは思いますが。</p>
有賀晴彦委員	<p>なので税金がかからないように高い農地を出来るだけ猶予にしてということだと思います。</p>
議長	<p>相続人の[]ですが認定農業者で、人・農地プランにも載っている方でもあります。相続人の耕作面積の[]㎡の内[]㎡を納税猶予の証明を受けたいという事の様であります。耕作農地の[]㎡の中には多分借り入れでやっている農地も含まれていると思いますが。</p>
事務局	<p>はい、借受けも入っております。</p>

議 長	<p>3 協議事項</p> <p>①令和3年度の農業功績者・農業名人の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料を参考に前総会の続きで、農業功績者・農業名人の推薦者を協議する。(会議資料P12～P16)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、農業功績者に沢尻区、花栽培で伊久間弘通さん、農業名人に久保区、パセリ栽培で池田政幸さんを推薦する事と決定した。
事 務 局	<p>②農地利用調整会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度農地利用調整会議まとめ(利用調整のやり方)(利用調整結果一覧)について説明をする。(別添資料)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・開発公社を通した場合、手続きの関係や借受け買受け等の価格決めなど委員だけでは対応が難しいところもありますので、事務局と相談をしながら利用調整を進めていく様お願い致します。
事 務 局	<p>③農地あっせん事業について</p> <p>2件 11筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料P17～P22)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・問題は特になさそうですので、このあっせん事業を進めていく事とする。
事 務 局	<p>④農地買受け借受け希望について(別添資料)</p> <p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地借受希望申出書について説明をする。(別添資料P1)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする ・ハウス付きの所があればという事ですので、良い農地がありましたら事務局の方まで連絡をお願い致します。
事 務 局	<p>4 その他</p> <p>①当面の日程について説明をする。</p>
事 務 局	<p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度版の農業委員手帳を配布する。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金パンフレット等を配布する。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・会長代理のお母様訃報の件について連絡をする。
酒井文代委員 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・総会後の忘年会について諸連絡をする。 ・いり豆の紹介、配布等をする。 ・春先におきた果樹の凍霜害における事業補助等について連絡をする。 ・原油高騰に伴い機械の燃料等、助成金計上制度について連絡をする。

議 長

以上で議長の職を解かさせていただきます。

閉 会

事務局長

以上を持ちまして、第 18 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
(午後 4 時 8 分終了)

以上、第 18 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 3 年 12 月 27 日

議 長 高 木 繁 雄



議事録署名委員 唐 木 義 秋



議事録署名委員 松 澤 良 行

